

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和7年8月1日現在)

1 (介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供する法人

事業者名称	社会福祉法人 嘉永会
代表者氏名	理事長 因 利恵
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒819-0037 福岡市西区飯盛字上ノ河原23番1 (電話) 092-400-1766 (ファックス) 092-400-1767
法人設立年月日	令和5月4月4日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ショートステイ かあむ茜月
介護保険指定 事業所番号	4091200586
管理者	因 利恵
事業所所在地	福岡市西区大字飯盛23-1
連絡先	電話番号：092-400-1766 FAX 番号：092-400-1767

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人嘉永会が開設する、ショートステイかあむ茜月が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1 利用者に対し常に、尊厳ある介護が提供できるように努めます。 2 利用者者が生きがいを持ち生活できるように、個別ケアの実践に取り組めます。 3 安心・安全・安楽の介護が提供できるように、常に自己研鑽に努めます。 4 利用者の残存能力を活用した介護を行い、利用者の心身機能の向上と維持に努めます。 5 利用者の生活の質の向上の為に、多職種と連携し、より良い介護が提供できるように努めます。

(3) 事業所の施設概要（利用定員）

開設年月日	令和6年6月1日
利用定員	6名（1階：5名 2階：1名）

<主な設備等>

居 室 数	個室6室（全部屋トイレ付）
福祉トイレ	4 室
静養室	1 室
医務室	1 室
浴 室	4 室（一般浴槽 4、特殊機械浴槽 1）
共同生活室	4 室
併設事業所	地域密着型特別養護老人ホーム

(4) 事業所の職員の種類、員数及び職務の内容

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行います。	常勤 1 名 特養施設長と兼務
医 師	利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行います。	嘱託 1 名 特養医師と兼務
生活相談員	入利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行います。	常勤 1 名以上 特養相談員と兼務
看護師	医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行います。	常勤 1 名以上 特養看護師と兼務
介護職員	利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行います。	常勤 2 名以上 特養職員と兼務
機能訓練指導員	入居者の状況に適した機能訓練や生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止すうよう努めます。	常勤 1 名以上 特養機能訓練指導員と兼務
栄養士	利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養管理指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行います。	1 名以上 特養栄養士と兼務
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1 名以上 特養事務員と兼務

(5)営業日および利用の予約

営業日	年中無休
送迎時間	9：00～17：00（時間外については要相談）
通常の送迎の実施地域	福岡市、糸島市、那珂川市

(6)主な体制

職 種	勤務時間
介護職員（常勤）	①日勤：8：30～17：00 ②早出：7：00～15：30
看護職員（常勤）	③遅出：11：30～20：00 ④夜勤：16：45～8：45
医師（非常勤）	土曜日：14：00～16：00
事務	8：30～17：00

3 利用者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
短期入所生活介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 利用料金

別紙料金表をご確認ください。

(3)キャンセル料

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用日の前日 15 時まで	0 円
サービス利用日の前日 15 時以降	利用予定日 1 日目の食費

4 利用料、入居者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、月末に計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日前後に利用者または家族等あてにお届け（郵送）します。
(2) 利用料、利用者負担額その他の費用の支払い方法等	請求月の 20 日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。 1. 振込 福岡銀行 有田支店 （普通） 6 4 6 8 6 5 しゃかいふくしほうじん かえいかい 社会福祉法人嘉永会 2. 窓口支払い

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの利用等について

利用者は、要支援 1・要支援 2 または要介護 1 以上の方が対象となります。

6 事業所の利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動はご遠慮ください。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込まないでください。
- (3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得てください。
- (4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とします。
- (5) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めてください。
- (6) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力してください。
ア 施設での喫煙は禁止です。
イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないでください。
- (7) 飲酒は、原則として禁止です。ただし、管理者に申し出、その許可がある場合は、この限りではありません。
- (8) 居室は心身の状況等により、移動させていただく場合があります。
- (9) 面会時間は、原則 10:00～17:00 となっています。時間外の面会を希望される場合は、事前にご相談ください。なお、感染症対策等により、面会の有無・時間・場所等を制限させていただく場合があります。
- (10) 利用者へ食物を差入される場合は、必ず職員へご連絡ください。また、差入は本人のみとし、

他の利用者や職員へのおもてなし、贈物等のご遠慮ください。

- (11) ペットの持ち込み・飼育はお断りいたします。

7 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時等における対応方法

事業所において、サービス提供を行っている際に、利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

嘱託医	氏 名	都築 克幸
	住所・連絡先	福岡県福岡市早良区原 4 丁目 4-15 連絡先 092-831-7781
協力医療機関	名 称	村上華林堂病院
	住所・連絡先	福岡県福岡市西区戸切 2 丁目 14-45 連絡先 092-811-3331
	名 称	たけだ歯科医院
	住所・連絡先	福岡市早良区田村 1-1-27 連絡先 092-871-2000
	名 称	山口こうたろう歯科
	住所・連絡先	福岡市早良区南庄 5 丁目 11-1 連絡先 092-852-7106

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び受付

- ① 事業所は、提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとし、市から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(2) 苦情申立の窓口

当施設	苦情解決責任者	施設長 因 利恵
	苦情受付担当窓口	生活相談員 奥平 未菜
	(TEL) 092-400-1766 (FAX) 092-400-1767	
第三者委員	山崎 佳代（社会福祉士・精神保健福祉士）	(TEL) 090-7462-8351
公的機関	福岡市西区役所福祉・介護保険課	(TEL) 092-895-7066
	福岡県国民健康保険団体連合会	(TEL) 092-642-7895

(3) 介護施設における虐待に関する行政の相談受付窓口

公的機関	福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課	(TEL) 092-711-4319
------	---------------------	--------------------

12 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。
- (2) (1)に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記します。
- (3) 事業所は、福祉等を増進することを目的とする事業を行う者等に対し、利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとします。

13 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行います。
- (4) (3)に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (5) 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市へ通報し、市が行う虐待等に対する調査等に協力します。

14 身体的拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（下記(1)～(3)の場合）を除きます。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 サービス提供の記録

事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- ①利用者へのサービスの提供に関する計画
- ②行った具体的な処遇の内容等の記録
- ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④苦情の内容等に関する記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

16 見守りカメラ・眠りスキャン・防犯カメラ・その他 IOT 等の使用について

施設は、入居者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・眠りスキャン・人感センサー・防犯カメラ等の使用を行います。

- (1) 見守りカメラ・人感センサー・防犯カメラ…入居者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニターを行います。
- (2) 眠りスキャン…ベッド利用中の呼吸数や心拍数、睡眠状態、覚醒、起き上がり、離床動作など入居者それぞれの状況が“見える化”され、体調変化の早期発見のために使用します。眠りスキャンの導入もあって、夜間の巡回とさせていただきます。入居者が、夜間の巡回の度に、目を覚まされることなく、十分な睡眠を確保する為に使用します。

17 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	—
【第三者評価機関名】	—
【評価結果の開示状況】	—

令和 年 月 日

短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

事業者	所在地	福岡市西区大字飯盛 23-1
	法人名	社会福祉法人 嘉永会
	代表者名	理事長 因 利 恵 (署名又は記名押印)
	事業所名	ショートステイ かあむ茜月
	説明者氏名	(署名又は記名押印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 (身元引受人等代筆可)	住所	
	氏名	(署名又は記名押印)

身元保証人 又は代理人	住所	
	氏名	(署名又は記名押印)
	続柄	

(別紙料金表)

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 利用料金表

① 食費・居住費

利用者 負担段階	居住費（滞在費）	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入居者負担額
第1段階	880円/日	300円/日	1,180円/日
第2段階	880円/日	600円/日	1,480円/日
第3段階①	1,370円/日	1,000円/日	2,370円/日
第3段階②		1,300円/日	2,670円/日
第4段階	2,066円/日	1,445円/日	3,511円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 特別な食事にかかる費用は別途必要になります。

※ 利用者負担段階と負担限度額とは、対象となる人の所得状況により、負担段階が下記のとおり区分され、その負担限度額（施設に支払う1日当たりの金額）が決められます。

所得の状況		預貯金等の資産の状況
第1段階	・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記以外の人	

② 提供するサービスの利用料、利用者負担額

【指定介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）】

（1単位=10.55円）

区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529	5,580円	558円	1,116円	1,674円
要支援2	656	6,920円	692円	1,384円	2,076円

【指定短期入所生活介護費（１日あたり）】

区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護１	704	7,427 円	743 円	1,486 円	2,229 円
要介護２	772	8,144 円	815 円	1,629 円	2,444 円
要介護３	847	8,935 円	894 円	1,787 円	2,681 円
要介護４	918	9,684 円	969 円	1,937 円	2,906 円
要介護５	987	10,412 円	1,042 円	2,083 円	3,124 円

③加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

【指定介護予防短期入所生活介護 加算料金】

加算	基本単位	利用料	利用者負担			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1月につき (個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100単位)
機能訓練体制加算	12	126 円	13 円	26 円	38 円	1日につき
個別機能訓練加算	56	590 円	59 円	118 円	177 円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1日につき(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120	1,266 円	127 円	254 円	380 円	1日につき
送迎加算	184	1,941 円	195 円	389 円	583 円	片道につき
療養食加算	8	84 円	9 円	17 円	26 円	1回につき(1日3回を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	232 円	24 円	47 円	70 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	189 円	19 円	38 円	57 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63 円	7 円	13 円	19 円	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105 円	11 円	21 円	32 円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の140/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の136/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の113/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

	90/100 0					※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。
--	-------------	--	--	--	--	-------------------------------------

【指定短期入所生活介護 加算料金】

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1月につき (個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100 単位)
機能訓練体制加算	12	126 円	13 円	26 円	38 円	1 日につき
個別機能訓練加算	56	590 円	59 円	118 円	177 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	84 円	9 円	17 円	26 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅲ)イ	12	126 円	13 円	26 円	38 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅳ)イ	23	242 円	25 円	49 円	73 円	1 日につき
医療連携強化加算	58	611 円	62 円	123 円	184 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	189 円	19 円	38 円	57 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1 日につき(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120	1,266 円	127 円	254 円	380 円	1 日につき
送迎加算	184	1,941 円	195 円	389 円	583 円	送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	949 円	95 円	190 円	285 円	1 日につき(7 日間を限定)
療養食加算	8	84 円	9 円	17 円	26 円	1 回につき(1 日3回を限度)
在宅中重度者受入加算	421	4,441 円	445 円	889 円	1,333 円	1 日につき (看護体制Ⅰ又はⅢの場合)
	417	4,399 円	440 円	880 円	1,320 円	1 日につき (看護体制Ⅱ又はⅣの場合)
	413	4,357 円	436 円	872 円	1,308 円	1 日につき (看護体制ⅠもしくはⅢとⅡもしくはⅣの場合)
	425	4,483 円	449 円	897 円	1,345 円	1 日につき (看護体制加算無の場合)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	232 円	24 円	47 円	70 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	189 円	19 円	38 円	57 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63 円	7 円	13 円	19 円	
口腔連携強化加算	50	527 円	53 円	106 円	159 円	1 回につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105 円	11 円	21 円	32 円	

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単 位数の 140/100 0	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総単 位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単 位数の 136/100 0	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総単 位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単 位数の 113/100 0	左記の単 位数×地 域区分	左記の 割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総単 位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加 算(Ⅳ)	所定単 位数の 90/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加 算減算を加えた総単位数 (所定単位数)

※上記の加算は、当該施設が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算され、職員体制の変動等により、変更させていただく場合があります。

※一部算定されない加算もあります。

※上記金額は、厚生労働省が定める介護報酬単位に、地域区分別の単価(1単位：5級地 10.55円)を含んでいます。

※実際の請求では、1月あたりの双介護報酬単位に地域区分の単位を乗じるため、金額には多少の差異が生じる場合があります。予めご了承ください。

④ その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、送迎に要する費用	運営規程の定めに基づく
2	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
3	理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
4	日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
5	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	5機種まで 100円/1日(税込)
6	通信費	FAX送信料	1回10円(税込)
7	コピー代	書類等の複写料	1枚10円(税込)